

令和 6 年能登半島地震により被災され名古屋市へ避難された皆様へ

令和 7 年 3 月 3 日更新

令和 6 年能登半島地震により被災された方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈りいたします。

令和 6 年能登半島地震により被災された方（災害救助法適用市町村にお住まいの方）等で、名古屋市に避難されている方々にご利用いただける主な制度についてご案内いたします。※制度は随時変更の可能性がありますのでご了承ください。

詳しいことは、各区の区役所・保健センターなどへお問い合わせください。

問い合わせ先（市外局番 052）

千種区役所(代表) ☎762-3111	千種保健センター ☎753-1951	熱田区役所(代表) ☎681-1431	熱田保健センター ☎683-9670
東 区役所(代表) ☎935-2271	東保健センター ☎934-1205	中川区役所(代表) ☎362-1111	中川保健センター ☎363-4455
北 区役所(代表) ☎911-3131	北保健センター ☎917-6541	港 区役所(代表) ☎651-3251	港保健センター ☎651-6471
西 区役所(代表) ☎521-5311	西保健センター ☎523-4601	南 区役所(代表) ☎811-5161	南保健センター ☎614-2811
中村区役所(代表) ☎483-8161	中村保健センター ☎433-3005	守山区役所(代表) ☎793-3434	守山保健センター ☎796-4610
中 区役所(代表) ☎241-3601	中保健センター ☎265-2250	緑 区役所(代表) ☎621-2111	緑保健センター ☎891-1411
昭和区役所(代表) ☎731-1511	昭和保健センター ☎735-3950	名東区役所(代表) ☎773-1111	名東保健センター ☎778-3104
瑞穂区役所(代表) ☎841-1521	瑞穂保健センター ☎837-3241	天白区役所(代表) ☎803-1111	天白保健センター ☎807-3900

生活資金

◎生活福祉資金（福祉資金「緊急小口資金」特例）の貸付

【区社会福祉協議会】

- ・貸付対象者…災害救助法の適用となった地域に住所を有し、被災されたことにより当面の間（1 か月程度以上を目安とする）名古屋市に居住し、継続的に連絡が取れることが見込まれ、当面の生活費を必要とする世帯
- ・貸付内容
原則 10 万円以内、特に必要と認められる場合は 20 万円以内
- ・貸付条件
貸付条件、必要書類等は各社会福祉協議会へお問合せください。
据置期間…貸付の日から 1 年以内
償還期間…据置期間終了後 2 年以内

※特定の住居を有しない場合には申込対象となりません。

※貸付には、愛知県社会福祉協議会の審査があります。

※福祉資金以外の生活福祉資金全般についても、各社会福祉協議会へご相談ください。

千種区社協 ☎763-1531	中村区社協 ☎486-2131	熱田区社協 ☎671-2875	守山区社協 ☎758-2011
東 区社協 ☎932-8204	中 区社協 ☎331-9951	中川区社協 ☎352-8257	緑 区社協 ☎891-7638
北 区社協 ☎915-7435	昭和区社協 ☎884-5511	港 区社協 ☎651-0305	名東区社協 ☎726-8664
西 区社協 ☎532-9076	瑞穂区社協 ☎841-4063	南 区社協 ☎823-2035	天白区社協 ☎809-5550

◎このほか、生活保護につきましては、区役所民生子ども課又は支所区民福祉課へご相談ください。

生活相談

◎暮らしにお困りの方への支援【名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター】

仕事のこと、家計のこと、家族のことなど暮らしのことで悩みを抱える方が気軽に相談できます。

対象者は、本市にお住まいの方で、生活保護を受給されていない方です。相談は窓口のほか、電話やメールなどでも受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター名駅

住所：中村区名駅南一丁目 5 番 17 号 ネットプラザ柳橋ビル 3 階

電話：052-446-7333 ファックス：052-446-7555

メール：sigoto.kurasi@support-nagoya.jp

名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター金山

住所：熱田区新尾頭二丁目 2 番 7 号 富春ビル 4 階

電話：052-684-8131 ファックス：052-684-8132

メール：kanayama@support-nagoya.jp

名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター大曽根

住所：北区大曽根四丁目 17 番 23 号 イトーピア大曽根 1 階

電話：052-508-9611 ファックス：052-508-9612

メール：shigoto.kurashi@oozone.jp

◎ボランティアによる支援【被災者支援ボランティアセンターなごや】

ボランティアによる支援を行います。名古屋に来られたことでのお困りごと、例えば、転居に伴う家財の不足や移動・整理、近くの医療機関など地域の情報が知りたい等、お気軽にご相談ください。

被災者支援ボランティアセンターなごや（名古屋市社会福祉協議会ボランティアセンター内）

住所：名古屋市北区清水四丁目 17 の 1 名古屋市総合社会福祉会館 5 階

電話：070-5587-7153 ファックス：052-917-0702

メール：shien-vc@nagoya-shakyo.or.jp

高齢者福祉

◎介護保険 【区役所福祉課】又は【支所区民福祉課】

<災害救助法が適用された一部の市町村の介護保険に加入している方へ>

災害救助法が適用された一部の市町村の介護保険に加入されている方が、地震により次の①～⑤のいずれかに該当する旨の申し立てを介護サービス事業所に対して行った場合、令和6年12月末まで介護サービスの利用料の支払いが免除されますので、該当する場合は介護サービス事業所へご相談ください。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

(※) 対象の市町村は、厚生労働省 HP「政策について」>「他分野の取り組み」>「災害」>「石川県能登地方を震源とする地震について」で確認できます。

(※) 被保険者証等がなくても介護サービスを利用できます。

(※) 介護保険施設等における食事・居住費についてはお支払いいただく必要があります。

<転入により名古屋市介護保険に加入された方へ>

災害等により居住する家屋等に大きな損害を受けた方や所得が大幅に減少する見込みのある方は、申請により保険料及び介護サービスの利用料が减免される制度がありますので、区役所福祉課又は支所区民福祉課へご相談ください。

◎このほか、高齢者福祉につきましては、区役所福祉課又は支所区民福祉課へご相談ください。

障害者福祉

◎障害福祉サービス・自立支援医療等

【区役所福祉課（支署管内にお住まいの方は支所区民福祉課）】

◎障害福祉サービスや自立支援医療など障害者福祉につきましては、受給者証等を提示しなくても、障害福祉サービス等を使うことができますので、上記窓口へご相談ください。

医療・健康

◎医療機関の受診

<被災地に住所のある方へ>

次の要件のうち①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関等の窓口でその旨をご申告いただくことにより、令和7年6月末まで医療費の窓口負担の支払いが一旦猶予されます。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

※1 対象者は災害救助法の適用市町村の住民の方で、次の医療保険に加入されている方です。

- ・新潟県、富山県、石川県、福井県の一部の市町村の国民健康保険
- ・新潟県、富山県、石川県、福井県のいずれかの後期高齢者医療
- ・協会けんぽ、一部の健保組合・国保組合

※2 保険証なしでも医療機関等を受診できます。

※3 入院時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※4 令和7年1月1日からの診療、調剤及び訪問看護については、原則として、保険者から交付された一部負担金の猶予・免除証明書を提示した方のみ、窓口での一部負担金等の支払いが猶予されます。

さらに、医療費の窓口負担の支払いが一旦猶予となる対象の方で、市町村の国民健康保険・後期高齢者医療・全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入されている方などは、猶予された窓口負担が免除されます。

＜転入により名古屋市国民健康保険もしくは愛知県後期高齢者医療制度に加入された方へ＞

災害等により大きな損害を受けたときや事業の休廃止など特別な理由により生活が苦しく、医療機関等の窓口で医療費（一部負担金）の支払いが困難な方は、申請によりその支払いが減免される制度がありますので、区役所保険年金課又は支所区民福祉課へご相談ください。

◎予防接種 【保健センター】

各種予防接種につきましては、保健センターまでお問い合わせください。

◎健康相談 【保健センター】

保健センターにおいて、医師、保健師等による身体・心の健康に関する相談を行っていますので、ご利用ください。

国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金

◎国民健康保険・後期高齢者医療の加入 【区役所保険年金課】又は【支所区民福祉課】

名古屋市国民健康保険もしくは愛知県後期高齢者医療制度に加入された方のうち、災害により居住する家屋に大きな損害を受けた場合は、申請により保険料が減免される制度があります。また、その他にも、事業の休廃止や所得の減少などの特別な理由がある場合にも減免される制度がありますので、区役所保険年金課又は支所区民福祉課へご相談ください。

◎国民年金 【区役所保険年金課】又は【支所区民福祉課】

災害等により住宅等の財産に一定の損害を受けた場合などは、申請により国民年金の保険料の納付が免除される制度がありますので、区役所保険年金課又は支所区民福祉課へご相談ください。（なお、名古屋市に住所を有していない方は、お近くの年金事務所へご相談ください。）

児童福祉

◎保育所等の利用 【区役所民生子ども課】又は【支所区民福祉課】

保育の必要な乳幼児の方の利用相談を行っていますので、区役所民生子ども課又は支所区民福祉課へご相談ください。

◎子どもに関する相談 【児童相談所】

18歳未満のお子さんの施設入所相談等に応じます。詳しくは、お住まいの区に該当する児童相談所へお問い合わせください。

(千種、東、北、中、昭和、守山、名東区にお住まいの方)

中央児童相談所 TEL052-757-6111(代)

(西、中村、熱田、中川、港区にお住まいの方)

西部児童相談所 TEL052-365-3231

(瑞穂、南、緑、天白区にお住まいの方)

東部児童相談所 TEL052-899-4630

◎女性に関する相談 【区役所民生子ども課】又は【支所区民福祉課】

母子生活支援施設への入所をはじめとする女性に関する相談に応じます。

◎このほか、各種手当や子育て支援事業を行っていますので、区役所民生子ども課へご相談ください。

母子保健

◎妊婦及び乳幼児の健康診査等 【保健センター】

保健センターでは、母子健康手帳を消失等された場合の交付、妊婦健康診査・乳児一般健康診査の受診票の交付、乳幼児健康診査等を行っています。各区の保健センターにご相談ください。

学校教育

◎小・中学校等への転入学 【区役所市民課】又は【転入先の学校】

お住まいになる学区の小・中学校へ通学することができますので、区役所へお申し出ください。また、特別支援学級・特別支援学校（小・中学部）への就学をご希望の方は、学区の小・中学校にご相談ください。

◎市立高等学校・幼稚園等への転入学 【教育委員会】

市立高等学校・幼稚園・特別支援学校（高等部）への入学・転入学をご希望の方は、該当する課へ問い合わせください。市立高等学校への入学・転入学については、入学検定料が免除されますので、あわせてご相談ください。

(市立高等学校への入学・転入学をご希望の方)

高等学校教育課 TEL052-972-3234

(幼稚園への入学・転入学をご希望の方)

義務教育課 TEL052-972-3232

(特別支援学校（高等部）への入学・転入学をご希望の方)

特別支援教育課 TEL052-972-3233

◎就学援助等【転入先の学校】

被災の状況に応じて、市立小・中学校では就学援助（学用品費等の給付）、市立高等学校では授業料等の減免を受けることができます。学校へご相談ください。

住宅

◎市営住宅及び名古屋市住宅供給公社賃貸住宅への申込（無償）【名古屋市住宅供給公社】※令和6年12月27日（金曜日）をもって新規申込終了

- ・対象者
令和6年（2024年）能登半島地震により住宅が損壊し、住まいにお困りの方
- ・入居条件
入居期間 6か月以内（期間満了後も更新可能）
家賃・駐車場使用料 無償（水道光熱費等は入居者負担）
- ・申込方法
先着順受付
- ・受付日時
受付時間 平日午前10時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）
- ・受付窓口
名古屋市住宅供給公社管理課
電話番号：052-523-3875
所在地：西区浄心一丁目1番6号シティ・ファミリー浄心3階
（名古屋市営地下鉄鶴舞線「浄心駅」より徒歩1分）
営業時間：午前8時45分から午後5時15分（毎週木曜日は午後7時まで営業）
休業日：土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始（12月29日から1月3日）
- ・提出書類
①申請書（受付窓口にて配布）
②入居を希望する方全員の住民票の写し
③り災証明書もしくは被災証明書
（注）②③の提出書類がすぐにご用意できない方は、後日提出可

市営住宅への申込方法、入居資格など、詳細は受付窓口までお問い合わせください。

◎リユース（再使用）家具などの提供【環境局】

南リサイクルプラザで展示販売している、粗大ごみとして排出されたリユース可能な家具などを3点まで無料提供します（なくなり次第終了）。詳しくは、下記までご相談ください。

お問い合わせ：名古屋市環境局資源循環部資源循環企画課

TEL052-972-2398 FAX052-972-4133

メール a2378@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

女性

◎女性のための総合相談【名古屋市男女平等参画推進センター】

女性のための相談窓口で、電話相談、LINE 相談及び面接相談（予約制）を行っています。被災された女性の様々な悩みについて、専門相談員と一緒に考えます。お気軽にご相談ください。

名古屋市男女平等参画推進センター(イーブルなごや相談室)

電話：052-321-2760、LINE 相談 ID：@154huepp



男性

◎男性相談

男性のための相談窓口で、電話相談や面接相談（予約制）を行っています。被災された男性の様々な悩みについて、男性相談員と一緒に考えます。お気軽にご相談ください。

電話：050-3537-3644

セクシュアル・マイノリティ

◎にじいろ相談

セクシュアル・マイノリティの当事者や家族などの周囲の方のための相談窓口です。被災されたセクシュアル・マイノリティの方の様々な悩みについて、専門の相談員と一緒に考えます。お気軽にご相談ください。

電話：052-321-5061

LINE 相談 ID：@667molvl



雇用

◎仕事の紹介【公共職業安定所（ハローワーク）】

仕事をお探しの方へ仕事の紹介と相談を行っています。詳しくは、公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

・ハローワーク名古屋中（担当区域：西区、中村区、中区、中川区、北区）

住所：中区錦 2-14-25 電話：052-855-3740

・ハローワーク名古屋南（担当区域：瑞穂区、熱田区、港区、南区、緑区）

住所：熱田区旗屋 2-22-21 電話：052-681-1211

・ハローワーク名古屋東（担当区域：千種区、昭和区、名東区、天白区、東区、守山区）

住所：名東区平和が丘 1-2 電話：052-774-1115

◎職業相談及び職業紹介【なごやジョブサポートセンター】

名古屋市では、市内で仕事をお探しの方を対象に、無料の職業相談及び職業紹介（予約制）を行っております。

詳しくは、なごやジョブサポートセンター（052-733-2111）へお問い合わせください。

ボランティア

◎ボランティアによる支援【被災者支援ボランティアセンターなごや】

市内にお住まいの被災者の方々に、ボランティアによる支援を行います。また、名古屋のボランティア等の情報「お知らせ」をお届けします。お困り事などがあれば、お気軽にご連絡ください。

・被災者支援ボランティアセンターなごや（名古屋市社会福祉協議会 ボランティアセンター内）

住所：北区清水四丁目 17-1 名古屋市総合社会福祉会館 5 階

電話：070-5587-7153

その他

◎名古屋市指定ごみ袋の配布

新たに名古屋市へ避難された方を対象に、1 世帯につき名古屋市指定の家庭用ごみ・資源袋(約 3 か月分)をお渡しします。

※すでに配布を受けられた世帯は対象外ですので、ご了承ください。

配布内容

種 類	枚 数
可燃ごみ袋 (45 ℓ)	30 枚
不燃ごみ袋 (45 ℓ)	10 枚
資源袋 (45 ℓ)	30 枚

お問い合わせ

名古屋市環境局事業部作業課

電 話：052-972-2394

F A X：052-972-4133

メール：a2394@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

◎図書館の利用【図書館】

令和 6 年能登半島地震で被災された方で、愛知県内に避難されている方には、本人確認書類（運転免許証・健康保険証等）の提示がなくても、貸出券を発行します。

（住宅の入居書類や滞在先の親類・知人等の住所を示すもの（郵便物等でもよい）等により確認）ただし、名古屋市図書館ホームページのパスワードを希望する場合は本人確認書類が必要です。

詳しくは、各区の図書館までご相談ください。

外国人

◎地震に あった 外国人の 皆さんへ

令和 6 年能登半島地震の 被害に あった 皆さんを とても 心配しています。

名古屋市では 次の場所で 外国語で 相談が できますので お知らせします。

住 所 [名古屋市中村区那古野 1 丁目 4 7 - 1](#)

なごやこくさい
名古屋国際センタービル 3階
でんわ
電話 052-581-0100
メール info@nic-nagoya.or.jp